



親展

XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX様

9999-9999999-9999-999



大切なお知らせ

国民年金保険料のお知らせ

差出人



〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
〒999-9999
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

TELXXXXXXXXXXXX

ご案内は内側にあります。

裏面(①)からゆっくりといねいに開いてご覧ください。

②

国民年金未納保険料 納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、右記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取る時に影響があります。**金融機関**または**コンビニエンスストア**で納めてください。

- 納付書がお手元ない場合は再発行します。
年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、**国民年金保険料の免除申請**を行うことができます。
詳しくは裏面をご覧ください。

このお知らせは、平成29年9月13日現在のデータに基づき、平成29年7月以前に国民年金保険料の未納がある方にお送りしています。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。
・免除申請中の方への審査結果は、この通知書とは別に届きます。

お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

平成●●年●●月より国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・戸別訪問・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○○」

お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○○
営業時間 ○○：○○～○○：○○

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月 4 5 6 7 8 9 X X X X X X	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円 10 11 12 1 2 3 X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月 4 5 6 7 8 9 X X X X X X	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円 10 11 12 1 2 3 X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 カ月 4 5 6 7 8 9 X X X X X X	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円 10 11 12 1 2 3 X X X X X X
合計	未納月数	未納金額
	Z9 カ月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

*	未納		
A, B, H, ¥	納付済	サ	学生納付特例
L, R, Y, Z	全額免除	セ	納付猶予
ア, チ, ヒ	半額, 3/4, 1/4 免除（未納）	+	第3号納付
イ, ツ, フ	半額, 3/4, 1/4 免除（納付済）	-	納付期限2年経過(注)
/	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

- ・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
- ・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金						
全額納付月数	法定免除・全額免除月数	4分の1納付月数	半額納付月数	4分の3納付月数	学生納付特例月数	納付猶予月数
ZZ9 カ月	ZZ9 カ月	ZZ9 カ月	ZZ9 カ月	ZZ9 カ月	ZZ9 カ月	ZZ9 カ月
厚生年金保険加入月数計		船員保険加入月数計		合計		
ZZ9 カ月		ZZ9 カ月		ZZ9 カ月		

国民年金保険料の納付のご案内は、
民間委託により実施しており、業務を委託する
事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、
不審な点がありましたら、お近くの年金事務所まで
ご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてＡＴＭ操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書等をお預かりすることは一切ありません。

開封
方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

①

保険料の未納は、 年金の受け取りに影響します

保険料に未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金は、満額にはなりません。

さらに、**保険料の未納が続くと、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「老齢基礎年金」を受け取ることができなくなる場合があります**ので、必ず保険料を納めていただくか、右記「国民年金保険料免除・納付猶予制度」「学生納付特例制度」の手続きをしてください。

なお、保険料を滞納していると、納付義務のある方※の財産が差し押さえられる場合があります。

※ 納付義務のある方…被保険者本人、その配偶者、世帯主

日本年金機構ホームページもご利用ください

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp>

- 年金に関する基礎知識、「年金Ｑ＆Ａ」がご確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
このサービスをご利用いただくには、あらかじめユーザＩＤパスワードのお申し込みが必要です。

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、
「**国民年金保険料免除・納付猶予制度**」の申請を行うことができます。

保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れない場合があります。申請はすみやかにお願いします。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、平成26年4月に法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できるようになりました。詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金 免除

検索

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の**全額が社会保険料控除対象**となりますので、税金の負担が軽減されます。